

令和8年1月22日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和8年第1回）議事録

1. 開催日時 令和8年1月22日（木曜日）午後3時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

1 番 佐 藤 崇	1 4 番 畑 山 留美子
2 番 小 松 健	1 5 番 佐 藤 喜 勝
3 番 齋 藤 誠	1 6 番 佐々木 剛
4 番 庄 司 和 夫	1 7 番 伊 藤 剛
5 番 佐々木 亨	1 8 番 加 藤 三 敏
6 番 伊 藤 直 子	1 9 番 大 瀧 浪 雄
7 番 菅 原 文 克	2 0 番 佐々木 純 一
8 番 板 垣 利 明	2 1 番 小 野 晃 一
9 番 三 浦 幸 夫	2 2 番 豊 島 靖 喜
1 0 番 吉 尾 麻 美	2 4 番 富 樫 公 一
1 3 番 佐 藤 榮 一	

4. 欠席委員（3名）

1 1 番 巴 寛	2 3 番 真 坂 和 都
1 2 番 佐 藤 源 樹	

5. 議事日程第1号 令和8年1月22日（木曜日） 午後3時30分 開会

- 第 1. 議事録署名委員指名
- 第 2. 会議書記任命
- 第 3. 会期決定
- 第 4. 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
- 第 5. 議案第2号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件
- 第 6. 議案第3号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
- 第 7. 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）
- 第 8. 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）
- 第 9. 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）
- 第10. 議案第7号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	木 内 卓 朗	次 長	齊 藤 政 樹
次長兼農地班長	二 見 真 之		
専門員	今 野 政 幸	主 査	小助川 洋

主査（矢島庶務班） 田 口 達 也
主事（由利庶務班） 畠 山 秀
主事（東由利庶務班） 石 渡 稔
主事（鳥海庶務班） 佐 藤 海 士

主任（岩城庶務班） 池 田 健 人
主査（大内庶務班） 佐々木 春 香
主査（西目庶務班） 巴 留美子

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

6 番 伊 藤 直 子

7 番 菅 原 文 克

10. 会議の概要

○議長

これより令和8年1月15日公示招集されました、令和8年第1回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は、委員総数24名中21名であります。

11番巴寛委員、12番佐藤源樹委員、23番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第1号から議案第7号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、6番伊藤直子委員、7番菅原文克委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第1号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第1号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第2号「農地農第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第2号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第2号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第2号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第3号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第3号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明し、5番についての補足説明として、公社売買の「分割払い型」利用に基づく譲受人への所有権移転であり、当会の公社売買にかかる議案審議においては、決定公告にともない全額を支払って農地を買い受ける「即売り型」の件数が多いが、一度に支払う資金を準備し難い場合については、複数年分割で支払いをし、完済後に譲受人に所有権移転をする「分割払い型」を利用することができま

す。

当時の農業経営基盤強化法に基づく決定公告により、元々の農地所有者から秋田県農業公社が買い受け所有権移転し、譲受人は公社と使用収益権の契約を結んで耕作しながら支払いを行い、昨年１０月に完済したことから、農地法第３条所有権移転の許可申請により、公社から譲受人に所有権を移転しようとすることの説明を行う。

○議長

議案第３号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第３号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第３号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第７、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題としますが、本議案の１番と２番につきましては、私が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき退席し、１５番佐藤喜勝会長職務代理者と議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

（富樫会長退席）

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第４号１番と２番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第４号１番と２番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第４号１番と２番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第４号１番と２番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号１番と２番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（富樫会長着席）

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、議案第4号を議題としますが、本議案の3番から6番につきましては、7番・菅原文克委員が関係する事案でありますので、規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

(菅原文克委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第4号3番から6番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第4号3番から6番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第4号3番から6番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号3番から6番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号3番から6番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(菅原文克委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第4号7番から73番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第4号7番から73番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第4号7番から73番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号7番から73番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付

して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号7番から73番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第5号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第5号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第5号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第6号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第6号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第6号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答す

ることに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第7号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

1番の申請地の畑は、長年耕作しておらず山林化している状況であり、2番の申請地の田は、令和6年7月の豪雨災害により川から流入した土砂が堆積しており、ほかの畑は長年耕作しておらず山林化している状況でありました。

さらに別の畑については、災害や積雪により現地到達が困難なため、航空写真等により状況を確認しましたが、現地は長年耕作しておらず、雑木や雑草が繁茂し山林及び原野化している状況でした。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第7号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19番大瀧浪雄委員。

○19番・大瀧浪雄委員

調査日時並びに調査者を報告し、現地は長期にわたり耕作された様子はなく、山林・原野化している状況にあり、農地への復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第7号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第7号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第7号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 4 3 分)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第 13 条第 1 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

伊 藤 直 子

議事録署名委員

菅 原 文 克